

# 法人の事業税

法人が行う事業に対して課税される税金です。

## 納税義務者

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。）

## 納税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{各事業年度の所得額} \\ \hline \text{又は} \\ \hline \text{収入金額（法人の業種による。）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array}$$

## 税率（外形標準課税を除く）

区 分		所 得 区 分	税 率			
			A	B	C	D
所 基 礎 を と 課 す の も の	特別法人以外の法人	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	5.1%	5.3%		
	人格のない社団又は財団 法人課税信託の引受けを行う個人	所得のうち年800万円を超える部分	6.7%	7.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人又は清算所得	6.7%	7.0%		
	特別法人 （農業協同組合・消費生活協同組合・信用金庫・医療法人など）	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超える部分	4.6%	4.9%		
取 課 と 入 税 す 金 の 額 基 礎 を	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 <sup>※1</sup> を除く） ガス供給業（導管ガス供給業 <sup>※2</sup> ） 生命保険業、損害保険業 を行う法人	収入割	0.9%	1.0%		
		電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 <sup>※1</sup> ） を行う法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%
	ガス供給業（特定ガス供給業 <sup>※3</sup> ） を行う法人	所得割	—	—	1.85%	
		収入割	0.9%	1.0%		0.48%
		付加価値割	—	—	0.77%	
	資本割	—	—	0.32%		

- (注)
- ・ 公益法人、人格のない社団又は財団などは、清算所得について課税されません。
  - ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
  - ・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度
  - ・ 「C」の税率：令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度
  - ・ 「D」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度
  - ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。
- (※1)
- ・ 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用
- (※2)
- ・ ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。
- (※3)
- ・ ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備）を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造業を行うもの。

## 申告と納税

申告の種類により、次のように分類されます。

申告の種類		納税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	{前事業年度の事業税額(割ごとの額)} ÷ 前事業年度の月数 × 6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額 × 税率	
確定申告		所得(収入)金額 × 税率 － 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内(※1) (残余財産確定に伴う申告は残余財産確定の日から1か月以内(※2))
解散法人の申告 (※3)	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得(収入)金額 × 税率	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部を分配した場合の申告	分配額が解散当時の資本金等の額を超える部分 × 税率	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	清算所得金額 × 税率 － 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月以内

(注) ・ 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、関係都道府県ごとに、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などの基準によって按分した所得(収入)金額による税額を申告し、納税することになっています。

・ 申告と納税などは、法人の県民税と一括して行うことになっています。

(※1) 下記の場合に該当し、知事(管轄の県税事務所)へ申請の上承認された場合には、それぞれに示す期間において申告期限の延長が認められます。

・ 定款等の定め又は特別の事情により2か月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は3か月、通算法人は4か月以内となります。

・ 会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超え6か月を超えない月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

・ 特別の事情により、各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超える月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

(※2) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その事業年度終了の日から2月以内。

(※3) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以降に解散した法人は、解散後も確定申告を行います。

## グループ通算制度を適用している法人の申告

通算法人の所得割の課税標準(所得金額)の計算は、原則として法人税における所得の計算の例によりますが、通算グループ内で損益通算等を行った場合にはそれらの影響を調整(遮断)した額となります。

## 市町村への交付

県に納められた法人事業税のうち、7.7%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。

# 法人事業税の外形標準課税の概要について

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、平成15年度税制改正により、平成16年4月1日以降に開始する事業年度から法人事業税に外形標準課税が導入されました。

法人事業税は、法人がその事業を行うに当たって、道路・防災・警察など各種の行政サービスを受けていることから、これらの経費の一部を負担していただく性格の税金です。

この外形標準課税の導入により、各法人が事業活動の規模に応じて薄く、広く、より公平に税を負担していただくことになりました。

なお、平成27年度及び平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として所得割の税率引き下げと外形標準課税（付加価値割及び資本割）の拡大が行われたほか、令和6年度税制改正において、資本金を意図的に減らす「税逃れ」等を防ぐため、令和7年度以降、新たな基準が導入されることとなりました。

## 対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（事業年度終了日現在）

※公益法人等、一般社団法人等（非営利型法人に該当するものを除く。）、特別法人（信用金庫、農業協同組合、医療法人等）、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。

※令和7年度以降は、前事業年度に外形標準課税の対象だった法人で当該事業年度に資本金+資本剰余金の合計額が10億円を超える法人を含む。

※令和8年度以降は、特定法人（資本金+資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等）の完全子会社のうち、資本金+資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを含む。

## 納税額

法人事業税額 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本割額

## 課税標準等

所得割額 : 各事業年度の所得又は清算所得 × 税率

付加価値割額 : 付加価値額（収益配分額±単年度損益）× 税率

資本割額 : 資本金等の額 × 税率

## 税率

（1）（2）以外の事業を行う法人

区 分		税 率			
		A	B	C	D
所得割	所得のうち年400万円以下の部分	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える部分及び清算所得	3.1%	0.7%	1.0%	
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得又は清算所得	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割		0.72%		1.2%	
資本割		0.3%		0.5%	

- (注) ・ 「A」の税率：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度  
 ・ 「B」の税率：平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度  
 ・ 「C」の税率：令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度  
 ・ 「D」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度  
 ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。  
 ・ 平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税が廃止されています。

## (2) 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人

課税標準の区分		税 率		
		A	B	C
収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
付加価値割	付加価値額	—	—	0.37%
資本割	資本金等の額	—	—	0.15%

- (注) ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度  
 ・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度  
 ・ 「C」の税率：令和2年4月1日以後に開始する事業年度（特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

### 申告納付

外形標準課税が適用されない場合と同じです（ただし、法人税の中間申告額が10万円を超えるか否かにかかわらず、事業税の中間申告義務があります。）。

### 徴収猶予

次のいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づいて、1年以内の期間に限り、その法人の事業税に係る徴収金の全部又は一部が猶予される場合があります。

- ア 当該事業年度を含む過去の事業年度において3年間所得がない法人で、その法人の経営の悪化が地域の雇用・経済に重大な影響を及ぼすと認められる場合  
 イ 当該事業年度の所得がない設立から5年以内の法人で、著しい新規性を有する技術や高度な技術を用いて事業を行い、その事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる場合

### その他

外形標準課税の拡大に伴い、賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増軽減など、激変緩和措置が講じられています。外形標準課税に関する詳しい内容（Q&Aなど）については、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/109028.html>